

# ①-1\_意見陳述通知書の到達

【沖縄県】意見陳述通知書の送付について × ☰ ☒

受信トレイ ×

☰ このメールを要約

沖縄県 子ども未来部 女性力・ダイバ... 3月13日(金) 10:06 ★ 😊 ↶ ⋮

To 自分 ▼

仲村 覚 様

初めて御連絡を差し上げます。沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課の 1と申します。

別添通知書に記載のあります以下のウェブサイトにおける貴殿のご発言（末尾のURLの動画内の46分台）が、沖縄県差別のない社会づくり条例第11条第1項の規定により、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するとして、県において、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名の公表等の措置の取組を進めているところです。

つきましては、条例第11条第3項の規定により、意見陳述通知書をお送りしますので、通知書をご確認の上、ご意見があります場合には、令和8年3月27日までに、ご意見をこのメールアドレス宛てにご送付くださいますようお願いいたします。意見陳述変更申出書の様式及び意見書の様式（任意の様式です）を併せてお送りします。

ご不明な点がございましたらお問合せください。よろしく申し上げます。

<https://www.youtube.com/watch?v=kBE6xd03Aj0>

\*\*\*\*\*

沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課

人権・男女共同参画班

主幹

TEL 098-866-2500

## 沖縄県差別のない社会づくり条例11条、12条

**第11条** 知事は、規則で定めるところにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動（県の区域内の道路、公園又は広場において行う街頭演説、集団示威運動又は集団行進その他の公共の場所において行う表現行為又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供することにより行う表現行為をいう。以下この条において同じ。）が行われた旨の申出があった場合その他本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われたおそれがある場合において、当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するものであると認めるときは、その旨を人権侵害事件に係る事務を所管する国の行政機関に通知するとともに、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称をインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認めるとき、当該表現活動を行ったものの所在が判明しないときその他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、あらかじめ沖縄県差別のない社会づくり審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の申出に係る表現活動が明らかに本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当しないものであるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該公表に係る表現活動を行ったものに対し、意見を述べる機会を与えなければならない。（表現の自由等への配慮）

**第12条** 前条の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## 12条の留意義務違反



一般社団法人

日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

沖縄県の「言論弾圧」のためのトンデモ裁量解釈

# 根拠なく「差別言動」を認定した沖縄県意見陳述通知

第2号様式（第6条関係）

こ女第 899 号  
令和 8 年 3 月 13 日

意見陳述通知書

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉城 康裕

記

沖縄県差別のない社会づくり条例第 11 条第 3 項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、令和 8 年 3 月 27 日までに意見書を提出してください。

予定される公表の内容	<p>1 沖縄県差別のない社会づくり条例第 10 条第 1 項に該当する表現活動</p> <p>動画 <a href="https://www.youtube.com/watch?v=kBE6xd03Aj0">https://www.youtube.com/watch?v=kBE6xd03Aj0</a></p> <p>2 上記 1 の表現活動のうち、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動として公表等の対象となるもの</p> <p>(1) 表現活動が行われた日時 動画掲載日令和 5 (2023) 年 12 月 22 日から令和 7 (2025) 年 4 月 3 日現在まで</p> <p>(2) 表現活動が行われた場所 インターネット上の動画投稿サイト YouTube</p> <p>(3) 表現活動の内容 本邦の域外にある国又は地域の出身である者に対し、以下の言動を含む表現活動を行った。 ・「自分が泥棒をしたときに『あいつが犯人だ!』ってやるっていうじゃないですか、中国人って。」</p> <p>(4) 表現活動を行ったものの氏名又は名称 仲村 覚</p>
公表の理由	沖縄県差別のない社会づくり条例施行日（令和 5 年 4 月 1 日）以降、令和 7 年 4 月 3 日現在まで、YouTube にて掲載されている表現活動の内容の一部が、沖縄県差別のない社会づくり条例第 11 条第 1 項による「当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するものであると認める」ため。
意見書の提出先	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 TEL：098-866-2500
備考	

この発言をどのようにして沖縄在住の本邦外出身者に対して行われたものと認定したのか？根拠の無い通知。

### 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置に係る事務処理について

（令和 5 年 10 月 1 日施行）

〔沿革〕令和 6 年 4 月 1 日一部改正、令和 7 年 10 月 1 日一部改正

条例第 11 条に規定する本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置（表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称（以下「表現活動の概要等」という。）の公表）に係る事務については、以下のとおり処理する。

**1 不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出**

申出の詳細は、以下のとおりとする。

申出人	申出は表現活動の対象となったものに限らず、また、県民に限らない。
対象となる表現活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の区域内の公共の場所で行われているもの</li> <li>・ <u>インターネット上の表現活動では、県の区域内に居住又は滞在する本邦外出身者等に対して行われていると明らかに認められるもの</u></li> </ul>
申出内容	<p>①日時及び場所、②内容、③表現活動を行ったものの氏名・名称、④表現活動の対象となったものの氏名・名称等、⑤それらの内容を証するもの（※）の 5 項目。</p> <p>※表現活動を撮影した映像等のデータ、表現活動が公開されているホームページアドレス等</p>
申出方法	郵送、持参、電子メール又はファックス
申出人への対応	申出内容について、提出された証拠に基づき確認を行い、必要に応じて申出人に内容確認を行う。

**2 審議会での調査審議**

上記 1 の申出があった場合や相談対応等により事案を把握した場合は、審議会に諮問し、以下の事項について調査審議する。

<p>① 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性 （当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に確認）</p> <p>② 該当すると認められる場合において、公表することにより不当な差別的言動の解消を阻害する等の特別な理由の有無</p> <p>③ 公表する場合の当該内容</p>
--




# 中国の成語「賊喊捉賊（ぞくかんそくぞく）」の解説を何故差別認定したのか答えない沖縄県

公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

こ女第 138 号  
令和 8 年 5 月 8 日

仲村 覚 殿

沖繩県知事 玉 城 康 裕



令和 8 年 4 月 27 日付で請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の表示 〔開示請求者が請求した内容〕	別紙のとおり。
2 公文書の存否を明らかにしない根拠規定及び当該規定を適用する理由	<p>沖縄県情報公開条例第 10 条に該当</p> <p>本件開示請求内容に対しては、<u>公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、同条例第 7 条第 2 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。</u></p> <p>また、沖縄県差別のない社会づくり条例における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置は、公表により初めて明らかにされる仕組みとなっており、<u>公表前の段階において公文書の存否を答えることは、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報について沖縄県情報公開条例第 7 条第 6 号及び第 7 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできません。</u></p>
3 事務担当課(室・所)	<p>沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課</p> <p>〔電話番号 (098) 866-2500 内線〕</p>
4 備 考	

(教示)  
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます (この決

(別紙) 開示請求者が請求した内容  
総総(情)第 150 号

【請求する文書の特定事項】

- 「賊喊捉賊」という具体的表現に関する検討記録一切  
今回の認定対象となった動画発言のうち、成語「賊喊捉賊」が含まれる箇所を特定し、その語意、歴史的背景、および前後の文脈を、事務局または審査部会がどのように分析・定義したかがわかる書類(検討メモ、辞書・事典等の参照記録、外部専門家への照会記録等)。
- 「文脈の総合的検討」のプロセスがわかる内部資料  
「賊喊捉賊」という表現を、単なる「差別的フレーズ」として抽出したのか、あるいは「成語の解説」という文脈を考慮した上でなお「差別」に該当すると判断したのか、その論理的帰結および判断基準が記された審査部会の議事録、配布資料、および事務方の起案文書。
- 事務処理要領に定める「背景・文脈の確認」義務の履行確認書類  
事務処理要領第 2 条第 2 項に基づき、当該発言の「趣旨」を認定する過程において、発言者の意図(成語の紹介・解説)をどのように反映させたか、または排斥したかがわかる一切の記録。

## 根拠不開示が犯した条例等

### 1. 沖縄県情報公開条例(第1条・第3条・第14条)違反

開示請求に対して「全16通が非開示」とされたことは、同条例が掲げる目的と義務に著しく反しています。

**第1条(目的規定)違反:** 本条例は「県民の知る権利」を尊重し、「県政の諸活動を説明する責務」を全うすることを目的としています。当局が認定プロセスを「ブラックボックス化」し、県民の監視を遮断している現状は、この目的を真つ向から否定するものです。

**第3条(解釈及び運用)違反:** 実施機関は「公文書の開示を請求する県民の権利が十分に尊重されるよう」運用する義務があります。当局が「公表まで非開示にする」という一律的・自動的な判断で開示を拒むのは、この解釈義務の恣意的な歪曲です。

**第14条(理由付記義務)違反:** 非開示決定の理由が抽象的かつ形式的であり、なぜその情報が開示できないのか根拠が理解できない場合、同条が求める「理由付記の充足性」を著しく欠く違法行為となります。



一般社団法人

日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

沖縄県の「言論弾圧」のためのトンデモ裁量解釈

# ①-3 中国の成語「賊喊捉賊（ぞくかんそくぞく）」の解説を差別的言動と強引に認定した沖縄県

白水社 中国語辞典



## 賊喊捉賊

ピンイン zéi hǎn zhuō zéi

((成語)) (自分が泥棒を働いてうまく逃げるために他人を泥棒だから捕まえると叫ぶ  
→) 盗人が他人を盗人呼ばわりをする、人の目をごまかして関心をそらす。

用例

- 賊喊捉賊の卑劣の伎倆＝盗人ただけじゃない卑劣なやり口。

中検 | 中国語検定試験  
@chuken\_3611

...

絵で見る成語 #賊喊捉賊 zéihǎn-zhuōzéi

泥棒が「泥棒をつかまえる」と叫ぶ；泥棒が他人を泥棒呼ばわりする。悪人が他人を悪人呼ばわりする。盗人猛々しい。

【例文】

“賊喊捉賊”，这是他们惯用的狡猾的伎俩。

「泥棒が泥棒をつかまえると叫ぶ」、これは彼らのいつものずる賢いやり口だ。



## 恣意的強引な差別認定が犯した条例等

1. 沖縄県差別のない社会づくり条例 第12条 (留意義務) 違反  
行政が公権力を行使する際に守るべき義務を放棄している点です。

**憲法の自由と権利を不当に侵害しない義務:** 当局による「成語解説＝差別」という恣意的な認定は、憲法第21条が保障する「表現の自由」を不当に萎縮させるものです。この条例第12条において、当局には「憲法が保障する自由と権利を不当に侵害しないよう留意する義務」が課されていますが、今回の運用はその義務を完全に逸脱しています。

2. 沖縄県行政手続条例 第28条 (理由の提示) 違反  
行政処分の適正手続き (デュー・プロセス) を形骸化させている点です。

**反論権の剥奪:** 不利益処分を行う際、どのような「事実」に基づき認定したかという客観的根拠を示さないことは、対象者の「反論権」を実質的に奪う行為です。具体的な根拠を示さず抽象的な条文のみを提示することは、適正手続きの理念を形骸化させていると指摘せざるを得ません。

3. 行政の「解釈及び運用の指針」第11条第3項 (自己矛盾)  
条例そのものではありませんが、県が自ら定めた運用指針に対する背信行為です。

**「慎重な手続」の要件放棄:** 指針自体が「一旦公表を行った後では、社会的評価を回復する手段がないことから、公表に係る手続は慎重に行う必要がある」と定めています。しかし、「公表により初めて明らかになる」という論理で反論の機会を封殺する現状の運用は、当局が指針で定めた「慎重な手続」の要件を自ら放棄する**行政の自己矛盾**にほかなりません。



一般社団法人

日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

沖縄県の「言論弾圧」のためのトンデモ裁量解釈

### ③ 沖縄県行政手続条例 1 条と 28 条の確認

沖縄県行政手続き条例に定められた適正手続き

沖縄県の実態

(目的等)

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、**行政運営における公正の確保と透明性**（**行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。**）の向上を図り、もって**県民の権利利益の保護**に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

行政の意思決定についての内容及び過程がブラックボックスで見えない。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

**(2) 不利益処分の根拠となる事実**

(3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

反論の準備のできる不利益処分の根拠と事実を一切非開示。



一般社団法人

日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

沖縄県の「言論弾圧」のためのトンデモ裁量解釈

## ⑤ 差別認定の根拠を徹底して隠蔽する沖縄県（根拠が存在しない証拠）

### 沖縄県による公文書不開示決定通知書一覧

本資料は、沖縄県情報公開条例に基づく開示請求に対し、沖縄県（担当：女性力・ダイバーシティ推進課等）が発出した不開示決定通知書を一覧化したものである。貴庁は、下記一覧に記載した請求に対し、開示の可否や存否の回答において典型的な対応を行っている。部分開示すら1件もない。本資料は、行政運営における透明性と説明責任の欠如を証する資料として提出するものである。

今回の対象案件については、以下の二つの理由により不開示決定がなされている。

#### 【理由 A：公文書不存在（条例第 11 条第 2 項）】

- 理由の要旨: 請求された文書については、沖縄県が当該公文書を保有していない（作成されていない、あるいは破棄済み等）ため、開示することができないもの。

#### 不開示となった公文書開示請求一覧

連番	書類番号	日付	請求の概要
1	こ女第 97 号	令和 8 年 4 月 30 日	仲村覚氏への「厳重注意」「無断印刷」に係る根拠文書等

#### 【理由 B：存否応答拒否（条例第 10 条）】

- 理由の要旨: 公文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害し、または条例に基づく「差別的言動の解消に関する措置」の公表前段階における審議・検討情報を漏洩することになるため、存否自体を明らかにできないとするもの。

#### 不開示となった公文書開示請求一覧

連番	書類番号	日付	請求の概要
1	こ女第 104 号	令和 8 年 5 月 1 日	憲法 31 条との適合性検討、期限逆転判断記録等
2	こ女第 114 号	令和 8 年 5 月 7 日	憲法 31 条適合性、通知根拠事実提示の内部検討書類一式

3	こ女第 116 号	令和 8 年 5 月 7 日	審議会答申継承記録、通知権根拠、事務処理要領の適合性記録
4	こ女第 117 号	令和 8 年 5 月 7 日	条例 12 条適合性、比例原則、専門的知見の参照記録
5	こ女第 118 号	令和 8 年 5 月 7 日	苦情受付記録、管轄権検討、表現の自由除外事由の検討記録
6	こ女第 119 号	令和 8 年 5 月 7 日	期限設定の法理的検討、防御権侵害に関する検討記録
7	こ女第 120 号	令和 8 年 5 月 7 日	開示範囲・延長の検討記録、延長理由の正当性記録
8	こ女第 138 号	令和 8 年 5 月 8 日	「賊喊捉賊」検討記録、語意・文脈分析記録、事務処理要領の履行記録
9	こ女第 144 号	令和 8 年 5 月 8 日	通知対象認定の職務権限、答申継承の精査、適法性の根拠
10	こ女第 145 号	令和 8 年 5 月 8 日	県外発信への適用認定根拠、地理的限定要件の立証資料、メール送信判断記録
11	こ女第 146 号	令和 8 年 5 月 8 日	動画運営者への指導要請記録、配信主体のみを対象とした合理的理由の検討記録
12	こ女第 147 号	令和 8 年 5 月 8 日	苦情・通報記録、管轄権検討、表現の自由の検討記録等
13	こ女第 236 号	令和 8 年 6 月 4 日	不利益処分検討手続き、実名公表の是非に関する協議・決裁一式
14	こ女第 237 号	令和 8 年 6 月 4 日	差別的言動の認定基準、客観的根拠資料および比較分析記録
15	こ女第 240 号	令和 8 年 6 月 4 日	メディア（沖縄タイムス等）への情報提供・取材対応記録

※差別認定しておきながら根拠は非開示、



一般社団法人

日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

沖縄県の「言論弾圧」のためのトンデモ裁量解釈

# ⑦ 差別のない社会づくり条例の「解釈及び運用指針」に反する矛盾

## 【公式な運用規則】

## 【法定での言い訳】

### 沖縄県差別のない社会づくり条例 (令和5年沖縄県条例第13号)

#### 解釈及び運用の指針

##### 3第3項関係

(1) 広く県民に周知することにより、差別の解消につなげることを目的としているものの、県が、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの**氏名又は名称を公表することにより、当該公表を起因として、そのものが社会的排除の対象とされるなど、一定の不利益を受ける可能性が生じることは否定できない。一旦、公表を行った後では、そのものの社会的評価や着用を回復する手段がない**ことから、公表に係る手続は慎重に行う必要があるため、当該公表に係る表現活動を行ったものに対し、**意見を述べる**機会を与えなければならないことを定めている

- 「慎重な手続」とは、単に意見を聞くことではなく、対象者が「自分に何が問われているのか」を正確に認識し、それに対して対等に反論できる状態を前提としています。
- 突きつける問い: 「行政が処分根拠情報をブラックボックス化したまま、一方的に意見を聞くこと(意見陳述の機会)が、なぜ『慎重な手続』になるのか。それは適正手続を装った『儀式』ではないか」

##### 第3意見の理由

1 本件申立ては「本案について理由があるとみとめるとき」には当たらないこと

(1) 条例第11条第1項に基づく公表は、**周知・啓発の一環であり不利益処分ではないというのが県の立場であり、沖縄県行政手続条例第2条第1項第5号の不利益処分(行政庁が条例等に基づき特定の者を名宛人として、直接に義務を課し、又は権利を制限する処分)ではないことから、沖縄県行政手続条例第28条に基づく教示義務はない**



大矛盾

- 運用指針では「回復不能な不利益」を与えると認識しているのに、何故、不利益処分でなく啓発という解釈が出てきたのか？
- いつ、どのようにしてその解釈がでてきたのか？
- 議会で説明し承認されたのか？



一般社団法人

日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

沖縄県の「言論弾圧」のためのトンデモ裁量解釈

## ⑧ 6月9日付けで沖縄県議会に提出した4件の陳情書

	陳情タイトル	陳情・理由	陳情事項
陳情①	実名公表という不利益処分を「啓発」とする詭弁による言論弾圧条例の即時運用停止を求める陳情	沖縄県は実名公表を「不利益処分」ではなく「啓発」と強弁し、処分根拠の秘匿や反論機会の剥奪により、市民の防御権を実質的に封殺しています。これは「啓発という詭弁」を用いた行政手続条例の潜脱であり、法治主義と民主主義を毀損する重大な背信行為です。情報のブラックボックス化は公正な検証を不可能にしており、県議会に対し、適正な防御権が保障される再諮問プロセスの構築と、それまでの公表事務の一時停止を強く求めます。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 差別認定および公表事務において、処分対象者が行政側と対等な立場で反論し、証拠を提出できる場を制度的に保障すること。</li> <li>2. 適正な運用体制および議会による監視プロセスが確立されるまでの間、当該条例に基づく公表事務の運用を直ちに停止すること。</li> </ol>
陳情②	違法な沖縄県の条例運用が改善されるまで運用停止を求める陳情	実名公表は紛れもない「社会的制裁」を伴う不利益処分であるにもかかわらず、県が「啓発」と強弁し、意見陳述機会等を奪っている。適正な運用体制が確立されるまで、当該条例の運用を停止されたい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該条例に基づく運用の即時一時停止。</li> <li>2. 弁明・意見陳述機会の保障など、適正手続の厳格な是正措置。</li> </ol>
陳情③	「公表により初めて明らかにされる仕組み」という法的根拠なき運用の停止を求める陳情	「措置は公表により初めて明らかにされる」という運用は法的根拠を欠く。反論の機会を実質的に奪う現在のブラックボックス化した運用は、適正手続の保障に反する違法な行政運用である。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行の法的根拠を欠く運用実態の停止。</li> <li>2. 認定プロセスの透明化と、適正な反論機会を保障する制度の抜本的改革。</li> </ol>
陳情④	沖縄県におけるメディア誤報の放置および行政の不作為に対する責任追及と再発防止策を求める陳情	沖縄タイムス紙の「嚴重注意」という虚偽報道を県が放置し、訂正を行わない不作為は深刻である。特定のメディアとの結託も疑われ、事実と異なる報道を是正しない姿勢は県民の名誉毀損を看過するものである。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該虚偽報道に対する訂正抗議および責任の明確化。</li> <li>2. 行政とメディアの結託疑惑に係る徹底調査と再発防止策の策定。</li> </ol>



一般社団法人

日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

沖縄県の「言論弾圧」のためのトンデモ裁量解釈